

2016年6月30日

No.258

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

4月14日、総務委員会において一般質疑が行われ、**又市征治議員**は、自治体の非常勤職員の処遇改善を求めました。

## ▷ 2014年の公務員部長通知の有効性を問う ◁



**又市議員**は、安倍総理が1億総活躍社会とか、同一労働同一賃金と言うが、大変な労働条件の下で働かされている非常勤職員にとっては絵空事であることをまず指摘しました。そして非常勤職員の処遇改善に関する2014年の公務員部長通知が出された背景、この通知が各自治体で実現されるように総務省がどのように助言したのか、そして通知がどの程度、処遇改善につながったのかを全国調査をするべきではないかと、総務省の見解を求めました。

**北崎公務員部長**は、2008年に非常勤職員の任用、勤務条件、留意事項について通知を出したが、その後、非常勤職員の数が増大していること、任用勤務条件に関連する法令改正等が行われたこと、08年通知が十分に徹底されていなかったことが14年通知発出の理由であると答弁しました。調査については、14年通知の更なる周知徹底を図り、適切な時期に取組みの進捗状況についてフォローアップを行うと答弁しました。

## ▷ 任用形態による差別をなくすために地方自治法の改正を ◁

**又市議員**はさらに、33年間中学校の図書司書として常勤職員と同じように勤務しながら特別職員であることを理由に退職手当が支払われなかったために、市に退職金の支払いを求めた大分県中津市の非常勤職員退職手当支給請求事件に触れました。最高裁判決では、任用が特別職であるとの理由で請求が却下されました。**又市議員**は、労働の実態ではなく任用形態で差別が行われていることを指摘し、同一労働同一賃金と矛盾したことが最高裁の判決で起こっているのは、法、条例に問題があるのではないかと、大臣の判決に対する受け止めに質しました。そして2013年に当時の野党6党が、地方自治体の非常勤の職員のうち勤務形態が常勤の職員等に準ずる者に対して、常勤の職員等と同様に時間外勤務手当や期末・勤勉手当あるいは通勤手当等の各種手当を条例によって支給できるようにする地方自治法改正案を共同で参議院に提案したにもかかわらず、与党の賛成を得られなかったことを指摘し、大臣に前向きな検討を求めました。

**高市大臣**は、地方自治法では条例で退職手当を支給することができるのであり、これは一般職、特別職を問わないと指摘しました。また特別職でも職務の内容が一般職の職員と同一の場合、また勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、総務省は本来一般職として任用するように助言を行ってきたと答弁しました。地方自治法改正に関しては、立法措置よりも通知で示している事項についてなるべく早く今後の取組み状況も見極めつつ必要な調査を行い、臨時・非常勤職員に必要な勤務条件などの確保に向けた取組を総務省としても進めていくと、全国的調査に前向きな答弁を行いました。

最後に**又市議員**は、政府が同一労働同一賃金と言いながら、公務職場で差別待遇がまかり通るようでは、政府の本気度そのものが問われるのであり、自治法の改正が一番良いが、条例改正などを含めて差別的処遇をなくすように総務省に要請しました。